

○山ノ内町高校生通学定期券購入費補助金交付要綱

平成28年3月11日告示第23号

改正

平成30年3月23日告示第19号

平成31年3月27日告示第31号

山ノ内町高校生通学定期券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉄道、路線バス及び学校が運行する通学バス（以下「公共交通等」という。）の通学定期乗車券（以下「定期券」という。）を購入し、通学する高校生の保護者の経済的負担を軽減することで、教育の機会均等を図るとともに、公共交通の利用を促進することを目的として、予算の範囲内で山ノ内町高校生通学定期券購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高校生 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）（以下「高校等」という。）に通学する者をいう。

(2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の規定による保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、山ノ内町に住所を有し、町内から高校等に通学する生徒のために公共交通等の定期券を購入する保護者とする。ただし、当該通学定期運賃に対して他の補助金の交付を受ける者は、交付の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、町税の滞納がある場合（世帯員含む。）は、補助金を交付しないものとする。

(補助金額及び補助期間)

第4条 補助金の額は、当該高校生が町内から通学する高校等までの新幹線を除く全区間の公共交通等の通学定期運賃の合計額に100分の20を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 補助の期間は、高校等に在学する期間を限度とし、在学期間を超える有効な定期券については、適用期間を日割りで算出する。

3 平成28年4月1日（以下「適用日」という。）以前から引き続き、適用日以後も有効な定期券については、適用期間を日割りで算出する。

4 年度をまたぐ有効な定期券については、年度ごとに申請及び補助金の交付を行うこととし、適用期間を日割りで算出する。

5 紛失等により定期券を再購入したときは、重複する期間は除くものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、定期券の有効期間内に、山ノ内町高校生通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 在学を証する書類（学生の身分証明書又は在学証明書など）の写し

- (2) 購入した定期券の写し
- (3) その他町長が必要と認めるもの
(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付可否を決定し、山ノ内町高校生通学定期券購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は山ノ内町高校生通学定期券購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に對して通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をした場合は、申請書兼請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を支払うものとする。

（補助金の返還）

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、山ノ内町高校生通学定期券購入費補助金交付取消決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第19号）

この告示は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則（平成31年3月27日告示第31号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年 月 日告示第 号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。